

はじめに

いじめは、深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「都城市立山田小学校いじめ防止基本方針」は、児童の尊厳を保持する目的のため、国・県・市町村・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの未然防止やいじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1)	いじめの防止や早期発見	2
(2)	いじめへの対処	2
(3)	地域・家庭・関係機関との連携	3
第2	学校におけるいじめの防止等に関する事項	
1	いじめの防止等の対策のための組織	3
2	児童が主体となったいじめの防止等の取組の推進	4
3	いじめの防止等に関する措置	4
(1)	アンケート調査や教育相談の実施	4
(2)	いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応	4
(3)	学校を離れた場所での教育活動における指導の充実	5
(4)	加害者や傍観者に対する支援	5
(5)	いじめの解消となる二つの要件	7
4	その他の留意事項	7
(1)	校長のリーダーシップによる対応	7
(2)	道徳教育や人権教育の充実	8
(3)	インターネット上のいじめへの対策	8
(4)	SCやSSW等の専門家の積極的な活用	8
(5)	校内の相談窓口の設置	9
(6)	都城市ならではの取組の充実	9
5	重大事態への対処	9
(1)	重大事態の意味や具体例	9
(2)	重大事態への対処	9
第3	その他の事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	9
2	学校通信での公開	9
第4	参考資料	
資料1	学校いじめ防止プログラム	10
資料2	学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント	11
資料3	いじめられた児童・いじめた児童に見られるサイン	13
資料4	教室や家庭でのいじめのサイン	14
資料5	いじめに対する措置	15

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校はその一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

(1) いじめの防止や早期発見

ア いじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを、発達の段階に応じて指導し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要である。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目してその改善を図り、ストレス等に適切に対処できる力を育む観点が必要である。

エ 全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

オ いじめの問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

カ いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の基本であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

キ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われた、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

ク 特に、保護者は、児童生徒にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める必要がある。

ケ いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(2) いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を

確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

イ 教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、共通理解するとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制の整備が必要である。

(3) 地域・家庭・関係機関との連携

ア 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば、学校運営協議会を活用したり、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたりする等、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

イ より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築するように努めることが大切である。

ウ いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）との適切な連携が必要であり、関係機関との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが大切である。

エ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関等の専門機関と連携を図ったり、法務局等学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりすることも必要である。

第2 学校におけるいじめの防止等に関する事項

1 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの問題に関する情報を迅速に把握し的確な指導や対策を講じるために、「IF委員会（いじめ・不登校対策委員会）」を設置します。なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

また、個別に特別な対策を必要とする場合には、関係職員を構成員とした「ケース会議」を開催し、対策を講じます。

【構成員】

- IF委員会
全職員
- 校内のケース会議
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任
教育相談担当教諭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成・見直し
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定

2 児童または教職員が主体となったいじめの防止等の取組の推進

(1) いじめの防止

ア 児童が主体となった活動

(ア) 児童の自治的な能力や自主的な態度を育て、望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を、年間を通じて設けます。

- 異学年交流会の実施
- 特別活動等での話し合い活動の実施
- 縦割り清掃活動の実施
- ボランティア活動の推進
- 児童による集会の企画・運営

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

- 一人一人の実態に応じた「わかる授業」の展開
- 生徒指導の3つの機能（自己存在感、自己決定の場、共感的人間関係）を意識した授業の改善
- 教職員相互の授業研究会の実施

(イ) いじめの理解について、児童が学ぶ機会を設定します。

- 「いじめや差別をなくすための指導事例」や「望ましい人間関係づくりのためのソーシャルスキル」の紹介
- 「いじめをなくすための標語」の募集

(ウ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- 学校ブログや学校通信等を活用したいじめの防止活動の報告

3 いじめの防止等に関する措置

(1) アンケート調査や教育相談の実施

ア いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に毎月アンケート調査を実施します。また、学級の実態に応じて適時アンケートを実施します。（記名式での計画的実施）

- 学校独自のアンケートの実施
- 県下一斉のアンケートの実施（いじめについてのアンケート 年間3回）

イ 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、毎月「いのちの大切さを考える日」及び「教育相談週間」を設け、児童に寄り添った相談体制づくりを目指します。

- 「いのちの大切さを考える日」及び「教育相談週間」の設定（毎月）
- 「いのちの大切さを考える日」を知らせるカードの掲示・放送による呼びかけ
- 「いじめ根絶週間」の設定（6月・11月・2月）

(2) いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実について生徒指導主事・教育相談担当教諭等及び管理職に速や

かに報告します。

イ 情報の共有

- いじめの情報を受けた生徒指導主事・教育相談担当教諭等が、いじめを認知した場合は「校内のケース会議」の委員へ報告し、情報の共有化を図ります。
- 各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておきます。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかに「校内のケース会議」を開き、調査の方針について決定します。
- 児童の聴き取りに当たっては、「校内のケース会議」の委員のほか、児童が話をしやすいよう担当する教職員を選任します。
- 必要な場合には、児童への聞き取り調査を行います。この調査により得られた結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

(3) 学校を離れた場所での教育活動における指導の充実

ア いじめはアンケートや聴き取り調査によって把握される例も多く、その被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要な場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者にならず、教職員や保護者、地域住民等に知らせる等、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

イ 学校を離れた場所で教育活動を行う場合は、事前の指導を徹底したり、いじめに関するチェックカード等を活用したりして、いじめの未然防止に努める。

- 修学旅行の班分け、部屋割り
- 集団宿泊学習の班分け、部屋割り
- 遠足の班分け

(4) 加害者や傍観者に対する支援

ア 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 事実関係が把握された時点で、「校内のケース会議」において、指導及び支援の方針を決定します。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時「校内のケース会議」で決定します。
- 「校内のケース会議」の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・ 安全・安心を確保する
- ・ 心のケアを図る
- ・ 今後の対策について、共に考える
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・ 温かい人間関係をつくる

【いじめられた児童の保護者への支援】

複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・ じっくりと話を聞く
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

いじめた児童への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・ いじめの事実を確認する
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める
- ・ いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・ 今後の生き方を考えさせる
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・ 児童やその保護者の心情に配慮する
- ・ いじめた児童の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・ 管理職が積極的にかかわる
- ・ 市教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

いじめられた児童・いじめた児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・ 自分の問題として捉えさせる
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(5) いじめの解消となる二つの要件

ア 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ不登校対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察していきます。

4 その他の留意事項

(1) 校長のリーダーシップによる対応

- いじめについての情報共有は早期対応につなげることが目的であり、校長は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に努めること。
- 校長はいじめであると認識した場合は、市教育委員会への報告を速やかに行います。
- いじめられた児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、改善が見られない場合は、いじめた児童の保護者に対して、出席停止制度の活用を図るなど、状況に応じて市教育委員会と連携して対応します。
- 児童の生命、身体又は財産への重大な被害などいじめが犯罪行為であると認

められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

(2) 道徳教育や人権教育の充実

ア 全教育活動を通して道徳教育や情報モラル教育を実施し、「いじめは絶対に許されない」という人権感覚を育むことを目指します。

- 特別の教科道徳の時間や特別活動、総合的な学習の時間等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
- 月目標に応じた取組
- 都城市の事業と連携した取組（ポスター制作やワークショップ等）

(3) インターネット上のいじめへの対策

ア インターネット上のいじめとは

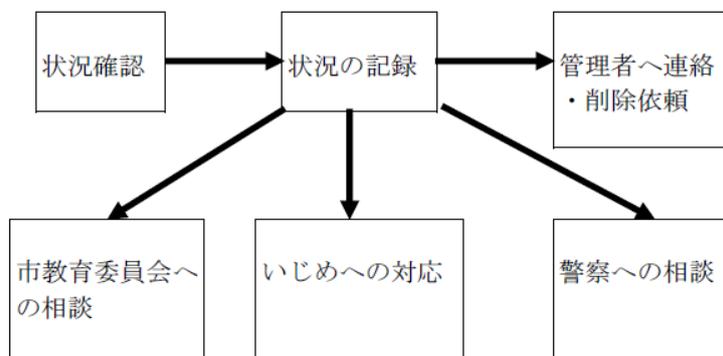
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載することなどがインターネット上のいじめであり、犯罪行為に当たります。

イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや家庭における見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。（家庭内ルールの作成など）
- 教科（特別の教科道徳を含む）や総合的な学習の時間、特別活動等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童を対象とした、ネット社会についての講話（防犯）等を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、またネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

(4) SCやSSW等の専門家の積極的な活用

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関と一体となった対応をしていきます。

- 教育委員会との連携
 - ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
 - ・ 関係機関との調整
- 警察との連携
 - ・ 児童の生命、身体又は財産へに重大な被害が疑われる場合
 - ・ 犯罪等の違法行為がある場合
- 福祉関係との連携
 - ・ スクールカウンセラー（SC）スクールソーシャルワーカー（SSW）の

活用（市教育委員会への依頼）

- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での児童の生活、環境の状況把握
- 医療機関との連携
 - ・ 精神保健に関する相談
 - ・ 精神症状についての治療、指導・助言

（５）校内の相談窓口の設置

児童からの相談や聴き取りについては、児童が希望する教職員等が対応できる体制の構築に努める。また、児童から教職員等へいじめの情報を発信することは、多大な勇気を有するものであることを教職員等は理解し、相談に対しては迅速かつ適切に対応することを徹底する。

（６）都城市ならではの取組の充実

教育委員会や学校は、本市ならではの「命の大切さを考える日」の取組や「地区別学校人権教育研修会」の充実に努め、いじめの未然防止やその啓発を推進する。

- 「命の大切さを考える日」
 - 学校生活アンケートと教育相談の実施
 - 全校朝会での全体指導
- 山田地区学校人権教育研究会

５ 重大事態への対処

（１）重大事態の意味や具体例

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとします。

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 高額な金品を奪い取られた場合 など
- 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上で、状況の改善が図られない場合
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

（２）重大事態への対処

学校は、いじめの重大事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第３ その他の事項

１ 基本方針の点検と必要に応じた見直し

学校基本方針の策定から3年を目途として、国や県、市の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

２ 学校通信等での紹介

学校基本方針について、学校通信で公表します。

第4 参考資料

資料1 学校いじめ防止プログラム

いじめの未然防止や早期発見を目指し、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組めます。

	項 目	時 期	
いじめ防止のための措置	児童が主体となった活動	○異学年交流会の実施 ・なかよし集会、お別れ集会	7月中旬、3月中旬
		○学級活動等での話し合い活動の充実	通年
		○縦割り清掃活動の実施	通年
		○特別活動等における児童同士の相談活動の推進	毎月1回
		○児童会による学習発表会や運動会など学校行事の企画・運営	10月上旬、2月
	教職員が主体となった活動	○一人一人の実態に応じたわかる授業の展開	通年
		○生徒指導の3つの機能を意識した授業の展開	通年
		○職員相互の授業研究会の実施	通年
		○「いのちを大切にする日」および教育相談週間の設定	毎月
		○「教育相談週間」の設定	6月・11月・2月
		○道徳の時間や特別活動、総合的な学習の時間等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定	単元計画に基づく
		○学校ブログや学校通信等を活用したいじめの防止活動の啓発	通年
	いじめの早期発見の措置		○児童の発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙1、2参照
		○「いのちを大切にする日」「教育相談週間」の設定	毎月
		○学校独自のアンケートの実施	毎月
		○県下一斉のアンケートの実施	11月
		○「校内のケース会議」の開催	通年
		○職員会議での情報の共有	通年
		○進級、進学時の情報の確実な引き継ぎ	通年
		○過去のいじめ事例の蓄積	通年

資料2 学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント

学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

(1) いじめの防止のための措置

【学級担任等】

- ・ 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行なう活動の機会を年間を通じて設ける。
- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対にゆるされない」との雰囲気や学級全体に醸成
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童のいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

【養護教諭】

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

【生徒指導主事】

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会で積極的に取り上げ、職員間の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

【管理職】

- ・ 全校朝会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。
- ・ 児童が自己有用感を高められる場面や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組みを推進する。

(2) 早期発見のための措置

【学級担任等】

- ・ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間の児童との会話や日記等を活用し、交友関係や悩み等を把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行なう。

【養護教諭】

- ・ 保健室を利用する児童との会話の中で、様子の違いを感じたときは、その機会をとらえ悩みを聞く。

【生徒指導主事】

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等を計画的に取り組む

【管理職】

- ・ 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検する。

(3) いじめに対する措置

① 情報収集

【学級担任等、養護教諭】

- ・ 児童や保護者から「いじめではないか」という相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取る等いじめの正確な状況把握を行う。その際は、場所や時間等に配慮する。（できるだけ個別に）

【いじめ防止等対策のための組織】

- 管理職、教務、生徒指導主事を中心とし養護教諭や該当児童学年担任等実態に応じて編制
 - ・ 教職員、児童、保護者、児童民生員等からいじめの情報を集め、記録に残す。
 - ・ 多角的な目で見、いじめの全体像について話し合う。

② 指導・支援体制を組む

【いじめ防止等対策のための組織】

- ・ いじめられた側、いじめた側双方やその保護者委員会や教育機関との連携等について指導体制を組む。（ささいな兆候でも早い段階から関わりをもって行動）
- ・ 特に児童の生命や身体または財産に重大な被害が生じる場合には直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ 児童への児童・支援を行う

【組織】

- ・ いじめられた児童への対応は児童にとって信頼できる人で編制し、寄り添い、支える体制を整える。
- ・ いじめた児童への対応は自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 継続的な見届を行う。
- ・ 聞き取った情報についていじめに関連することは、しっかり記録しておく。

【学級担任等】

- ・ 学級会等で話し合い、いじめは全体に許されない行為であり、根絶しようとする態度を育てる。
- ・ いじめを見ていた児童には自分の問題としてとらえさせ、はやし立てる児童はいじめに加担することになることを理解させる。
- ・ 保護者と連携を密にして、事実関係を伝え、保護者の不安の払拭に努める。
- ・ 事実を記録し、適切な引き継ぎが行われるようにする。

資料3 いじめられた児童生徒・いじめた児童生徒に見られるサイン

1 いじめられている児童のサイン

いじめられている児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン
登校時 朝の会	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 身体に傷や殴られた痕がある。 表情が暗く、どこかおどおどしたりふさぎ込んだりして元気がない。 提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。
授業中	教職員が教室に入室後、遅れて入室してくる。 保健室・トイレに頻繁に行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 発言すると嘲笑される。 教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。
給食中	一人だけ机を拭いてもらえない。 給食当番で、「つぐな(配膳するな)」と言われてたり、受け取ってもらえなかったりする。 グループで食べる時、机を離されたり、会話に入れてもらえなかったりする。 食欲がなくなる。 給食のおかずやデザートを他人に与えている。
休み時間	用事もないのに職員室や保健室の近くにいることが増える。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 友達が急に変わったり、教職員が友達の事を聞くと嫌がったりする。 一人でぼつんとしたり、所在無くうろうろしたりする。 特定のグループと常に同行動をとる。
清掃時間	一人で清掃している。 後片付けをいつも一人でしている。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

2 いじめている児童のサイン

いじめている児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

場面	サイン
放課後等	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしたり、目配せしたりする。 ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。

資料4 教室や家庭でのいじめのサイン

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がったり、回りから離されたりしている。 何か起こると特定の児童の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう学級通信で保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
いらいらしたり、言動が激しくなったりする。 学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 表情がさえず、時折涙を流す。 転校したい、生まれ変わりたいという言葉が聞かれる。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。（頻尿や腹痛、下痢、原因不明の熱等） 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

資料5 いじめに対する措置

